

実務研究

共同発表

小山隆洋

〔東村山〕

小谷文子

〔四谷〕

相続させる旨の遺言状と遺言執行人

1 はじめに

昭和60年代から、遺言書の作成に当たって、特定の相続財産を特定の相続人に帰属させたい意思が遺言者にあるときは、「遺贈する」ではなく、「相続させる」という文言を用いることが多くなってきている。そして最近では、公証人が関与する遺言については、ほとんどの場合が「相続させる」との文言であるといわれている。

2 「香川判決」まで

「特定の相続財産を特定の相続人に相続させる」旨の遺言は、遺贈か、それとも遺産分割方法の指定なのかという法的性質決定の問題と、遺産の帰属について遺産分割協議(ないし家裁の審判)が必要か否かという点で、平成3年の香川判決以前は、学説・判例は、①遺産分割方法の指定と解する説、②遺贈説、③

のは、相続を登記原因として単独相続による移転登記が可能であること、遺贈に比べて登録免許税が安かったことがある。(ただし、後者については、平成15年4月1日以降は差異がなくなっている。) 本稿においては、「相続させる」遺言があった場合の遺言執行者の関与の余地、とりわけ信託銀行の手数料の要否について以下検討する。

3 遺言執行者の関与する余地があるか

ところで、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言がなされた場合にも、遺言執行は必要であるのか否か、必要とするならば遺言執行者が関与する余地があるのか否かという問題がある。

この説に従えば、特定の財産を遺産分割協議の対象から外すことができ、当該資産は、被相続人の死亡と同時にただちに特定の相続人の単独所有となる。

4 おわりに

平成18年6月10日付の日本経済新聞は、「遺言信託5万件突破」の見出しで信託銀行の遺言信託の取扱いが増加していることを報じている。

この説に従えば、特定の財産を遺産分割協議の対象から外すことができ、当該資産は、被相続人の死亡と同時にただちに特定の相続人の単独所有となる。こうした議論に終止符を打った最高裁第二小法廷平成3年4月19日判決(いわゆる「香川判決」)の趣旨は、次のとおりである(民集45巻4号477頁)。

(1) 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情のない限り当該遺産を当該相続人をして単独で相続させる遺産分割の方法が指定されたものと解すべきである。

(2) 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合には、遺言執行者の関与の余地、とりわけ信託銀行の手数料の要否について以下検討する。

趣旨の遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にからせたとの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は、被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継される。

香川判決は、遺言者の意思を重視し、公証人等の実務であった遺産分割効果説を追認する結果となるものであった。

また、この流れを受けた最高裁第二小法廷平成14年6月10日判決において、いわゆる「相続させる」趣旨の遺言によって不動産を相続した場合に、受益者たる相続人は、その取得を登記なくして第三者に対抗できる旨が判示され、これによって無権利法理による登記不要説が確立した。

趣旨の遺言が効力を生じた後、その内容を実現するために必要な事務のことをい、具体的には、権利の移転、目的物の引渡し、對抗要件を備えるための事務、遺言実現のための妨害排除の事務等がある。

遺言の執行は、相続人が行うこともできるが、遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者は、執行に必要な範囲で相続財産について管理処分権をもち

たないことになる。

しかし、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行者の職務が顕在化し、遺言執行者は抹消登記手続や真正な登記手続を求めることができることになる。

また、対象不動産が相続人のひとり又は第三者名義である場合にも、遺言の実現を図るといふ遺言執行者の権限が顕在化するので、遺言意思の実現と、遺産承継手続の円滑な処理のため、登記名義人に対し、(イ)被相続人からの不実の所有権移転登記を求め、(ロ)抹消に代えて受益相続人の真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めることができ、妨害の排除ができる。

このように考えてくると、登記においても遺言執行者の関与を認めるのが妥当であると考えられるが、登記の実務としては、「相続」を原因とする権利の移転登記の場合は、相続人の単独申請でよいこととされ、遺言執行者が指定される場合、遺言執行者の関与を認めるべきであろう。そして、登記以外の管理行為や事実行為への遺言執行者の関与を認め、遺言執行者の果たしている社会的機能を評価することも必要であろう。

(民1012条、1014条)、相続人は相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができないこととなる(民1013条)。

香川判決と後の判決は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言がなされた場合には、相続開始とともにただちに何らの行為を要せずに権利承継が実現するとする。しかし、遺言の内容によつては、上記のような具体的な事務が現実に必要な場合もあり、また、これらの判決がすべての場合について遺言執行者の関与を排除しているとも考えられないので、「相続させる」遺言がある場合にも、遺言執行者が関与する余地があるのではないかと考える。

この考え方を裏付けるものとして、最高裁第一小法廷平成11年12月16日判決があるが、この判決によればおおよそ次のような取扱いとなる。

対象不動産が被相続人名義の場合には、受益相続人は単独で相続登記の申請ができる(不登法27、昭和47・8・22民甲3656号回答)ことから、遺贈の場合と異なり、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続に関与すべき権利も義務も有しないことになる。したがって、遺言執行者には登記義務の履行を求める訴訟の当事者資格

ていたとしても、遺言執行者の関与は認められていない(不登26条、27条)。なお、遺言執行者の関与を認めなかった判例としては、東京地裁平成4年4月14日判決、最高裁平成7年1月24日判決等がある。

「遺贈」の場合との登記上の取扱いの差については、登記官は、形式的な審査権限しか有しておらず、相続の場合は、被相続人がすでに死亡しており登記義務者に該当するものが存在せず、また、相続の事実が戸籍等で容易に登記官が知ることができるところからである、とされる。

しかし、登記においても遺言執行者の指定そのものが無効であるとするものではなく、単に遺言執行者が自己の名において登記申請ができないものと考えられるべきであろう。そして、登記以外の管理行為や事実行為への遺言執行者の関与を認め、遺言執行者の果たしている社会的機能を評価することも必要であろう。

これまで見てきたように、「特定の相続財産を特定の相続人に相続させる」旨の遺言がある場合には、通常であれば遺言執行者に執行の余地がなく、このような手数料の請求はできないのであるが、信託銀行は、これを執行対象財産に含めて手数料の請求をするケースが多いようである。したがって、われわれ税理士は、依頼人の利益を守るためにも「相続させる」遺言とはどのようなものなのかを充分に承知しておかなければならない。

最後に、本稿の趣旨とは直接関係しないが、①「相続させる」旨の遺言がある場合に、相続人が放棄をすることができると否か、②「相続させる」旨の遺言がある場合には、相続開始とともにただちに何らの行為を要せずに権利承継が実現するが、相続人が別途遺言と異なる遺産分割協議を行うことができるか否か、③「相続させる」旨の遺言の名宛人が相続開始前に死亡した場合には、代襲相続人がその財産を代わって取得しうるか否か、④離婚した妻に取得させたい意思が認められる事案の場合、「相続させる」とは「遺贈」の趣旨も含むと解釈して、遺言を有効と判断することできるか否かなど、「相続させる」遺言には、いくつかの問題点があることを付言しておく。